

宇部市津波避難計画

令和5年6月

宇部市

《 目 次 》

第1章 総則	1
1 目的	
2 計画の修正	
3 用語の意味	
第2章 避難計画	1
1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定	
2 津波避難計画	
第3章 初動体制（職員の参集等）	5
1 連絡・参集体制	
2 配備体制	
第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保	6
第5章 津波情報等の収集・伝達	6
第6章 避難指示等の発令	7
1 発令基準・発令対象区域	
2 伝達方法	
第7章 津波対策の教育・啓発	7
第8章 津波避難訓練の実施	8
第9章 避難行動要支援者の避難対策	8
第10章 観光客、海水浴客の避難対策	8

第1章 総則

1 目的

本計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間、津波から住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とします。

2 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正します。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりです。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいいます。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本市が指定します。

(3) 避難困難地域

避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいいます。

(4) 避難路

避難するための経路で、本市が指定するものをいいます。

(5) 避難経路

避難するための経路で、住民が設定するものをいいます。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設等で、本市が指定します。原則として避難対象地域の外に定めます。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいいます。住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しません。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいいます。避難対象地域内の建物を本市が指定します。

(9) 避難行動要支援者

高齢者や障害者等の災害時に配慮を必要とする方（要配慮者）のうち、災害時に自ら避難することが困難で支援を必要とする方をいいます。

第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定

(1) 津波浸水想定区域

平成25年12月に県が公表した津波浸水想定の結果では、本市における浸水面積は610haと想定されています。

なお、津波浸水想定の対象地点における最高津波水位及び津波波高は次表のとおりです。

代表	南海トラフ巨大地震（最大震度5強）		周防灘断層群主部の地震（最大震度6弱）	
地点名	最高津波水位（T.P.）	うち津波波高	最高津波水位（T.P.）	うち津波波高
丸尾港	3.2 m	1.6 m	3.0 m	1.4 m
宇部港	2.9 m	1.0 m	3.1 m	1.3 m

（2）津波到達予想時間

本市では、県が作成した津波浸水想定の結果を勘案し、津波到達予想時間を次表のとおりとします。

区域	（代表地点）	南海トラフ巨大地震	周防灘断層群主部
東岐波～恩田沿岸	（丸尾港）	66分	12分
岬～原沿岸	（宇部港）	82分	26分

※津波到達予想時間は海面変動影響開始時間（±20cmの水位変化が発生した時間）とする。

2 津波避難計画

（1）避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域内とします。当地域は、特に警戒避難体制を整備する区域として、平成27年3月24日に県が津波災害警戒区域に指定しています。

（2）緊急避難場所

本市では、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害種別ごとに、避難者1人当たり十分なスペースが確保できる緊急避難場所を指定しています。本計画における緊急避難場所は、津波災害時に使用できる緊急避難場所とします。

なお、避難対象地域、指定緊急避難場所等は次表のとおりです。（避難対象地域の位置等については、宇部市津波ハザードマップを参照してください。）

避難対象地域	地域内の世帯数等	指定緊急避難場所	避難可能人員
東岐波地区	8世帯 18人	東岐波ふれあいセンター	104人
		東岐波小学校	2,674人
		東岐波中学校	4,082人
		岐波自治会館	25人
		前田集会所	12人
		丸尾自治会館	25人
		丸尾原自治会館	12人
西岐波地区	—	西岐波ふれあいセンター	105人
		西岐波小学校	2,553人
		吉田公会堂	12人
		宇部興産中央病院第2駐車場	75人
		柳ヶ瀬自治会館	39人
		柳ヶ瀬コミュニティ広場	225人
		南方八幡宮	20人
		南方公園	2,412人
		東和町自治会館	12人
		白土自治会館	12人
		西岐波団地集会所	45人

避難対象地域	地域内の世帯数等	指定緊急避難場所	避難可能人員
常盤地区	—	常盤ふれあいセンター	106人
		常盤小学校	3,403人
		常盤公園	10,400人
岬地区	—	岬ふれあいセンター・岬小学校	1,182人
見初地区	—	見初ふれあいセンター	77人
		見初小学校	3,054人
神原地区	2世帯 2人	神原ふれあいセンター	73人
		神原小学校	2,725人
		信行寺	12人
		中央公園	6,439人
新川地区	—	新川ふれあいセンター	91人
		新川小学校	3,747人
		桃山中学校	4,757人
		新川4区自治会集会所	12人
		東桃山集会所	12人
鵜の島地区	6世帯 12人	鵜の島ふれあいセンター	65人
		鵜ノ島小学校	3,385人
		浄円寺	12人
藤山地区	924世帯 1,760人	藤山小学校	2,397人
		宇部フロンティア大学	250人
		三嶋会館	12人
		善福寺	12人
		平原会館	12人
		松崎会館	12人
		岩鼻公園	2,921人
原地区	982世帯 1,935人	原ふれあいセンター	90人
		原小学校	3,280人
		若山自治会集会所	12人
		光陽台自治会館	25人
		岡田屋公会堂	40人
厚南地区	926世帯 1,940人	厚南市民センター	57人
		隣保館厚南会館 (厚南ふれあいセンター)	164人
		厚南小学校	3,249人
		葉月ヶ丘自治会集会所	18人
西宇部地区	92世帯 164人	西宇部ふれあいセンター	72人
		西宇部小学校	3,083人
		宇部西リハビリテーション病院	12人
		迫条自治会館	12人
		西宇部町自治会館	25人
		春日町自治会館	12人
		西ヶ丘自治会館	12人

避難対象地域	地域内の世帯数等	指定緊急避難場所	避難可能人員
黒石地区	3,295 世帯 7,121 人	黒石ふれあいセンター	72 人
		黒石小学校	4,230 人
		黒石中学校	5,391 人
		黒石公園	645 人
厚東地区	—	厚東ふれあいセンター	101 人
		厚東小学校	3,580 人
		厚東川中学校	2,458 人
		浄念寺	75 人
		温見自治会集会所	15 人
		末信自治会集会所	12 人
		広瀬公会堂	25 人
		立熊ふれあい会館	15 人
		中村農業構造改善センター	12 人
		J A 山口県旧厚東駅前事業所	15 人

(3) 避難困難地域

避難困難地域は、避難対象地域の中で、避難対象地域の外までの最短距離が、次のような考えに基づいて設定した避難可能距離を上回る地域とします。

$$\boxed{\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})}$$

①避難行動は徒歩とし、その歩行速度は60m/分。

※1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）

②津波到達予想時間は、周防灘断層群主部の地震のものとする。

③避難開始時間は、地震の大きな揺れが収まり避難準備をする時間を考慮して、地震発生後5分後と想定。

区域	(代表地点)	津波到達予想時間	避難可能時間	避難可能距離
東岐波～恩田沿岸	(丸尾港)	12 分	7 分	420m
岬～原沿岸	(宇部港)	26 分	21 分	1,260m

この設定においては、本市には避難困難地域は存在しないこととなりますが、液状化等による避難経路の寸断や迂回等により最短距離で避難できない可能性もあること、避難行動要支援者等の避難に時間を要する者もいることに留意する必要があります。

(4) 避難路・避難経路

安全を確保できる地点まで短時間で、安全に到達できる避難路・避難経路を選定します。

①避難路

避難路は、安全性や機能が確保されている道路を選定します。選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮する必要があるため、各地域の避難経路を考慮し、検討するものとします。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとします。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと
- ・避難者数等を考慮した幅員が確保されていること
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること

②避難経路

避難経路は、安全性の高い道路を選定します。選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮する必要があるため、より現実的な経路を選定することとします。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとします。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと
- ・避難対象地域の外にいち早く避難できること
- ・複数の迂回路が確保されていること
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと

(5) 避難目標地点

避難目標地点については、避難路・避難経路を考慮し、各地域において選定することとします。

(6) 津波避難ビル等

避難困難地域はありませんが、逃げ遅れた避難者等を考慮し、必要に応じて避難対象地域内の建物等の指定を検討するものとします。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとします。

- ・RC又はSRC構造で、耐震性が確保されていること
- ・基準水位以上に避難者を収容するスペースがあること
- ・進入口への円滑な誘導が可能であること

(7) 避難方法

避難は、原則徒歩とします。

ただし、次の場合には自動車の使用を認めるものとします。

- ・高齢者等で徒歩による避難が困難な場合
- ・自動車の使用によって渋滞や交通事故が発生するおそれが少ない場合

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

職員は、職員参集メール、防災メール、テレビ・ラジオ等の様々な手段で地震・津波情報を認知した場合は、連絡の有無にかかわらず、速やかに配備体制に基づき参集し、災害対応業務に従事するものとします。

なお、必要に応じてメール、電話等により個別に招集を行う場合もあります。

2 配備体制

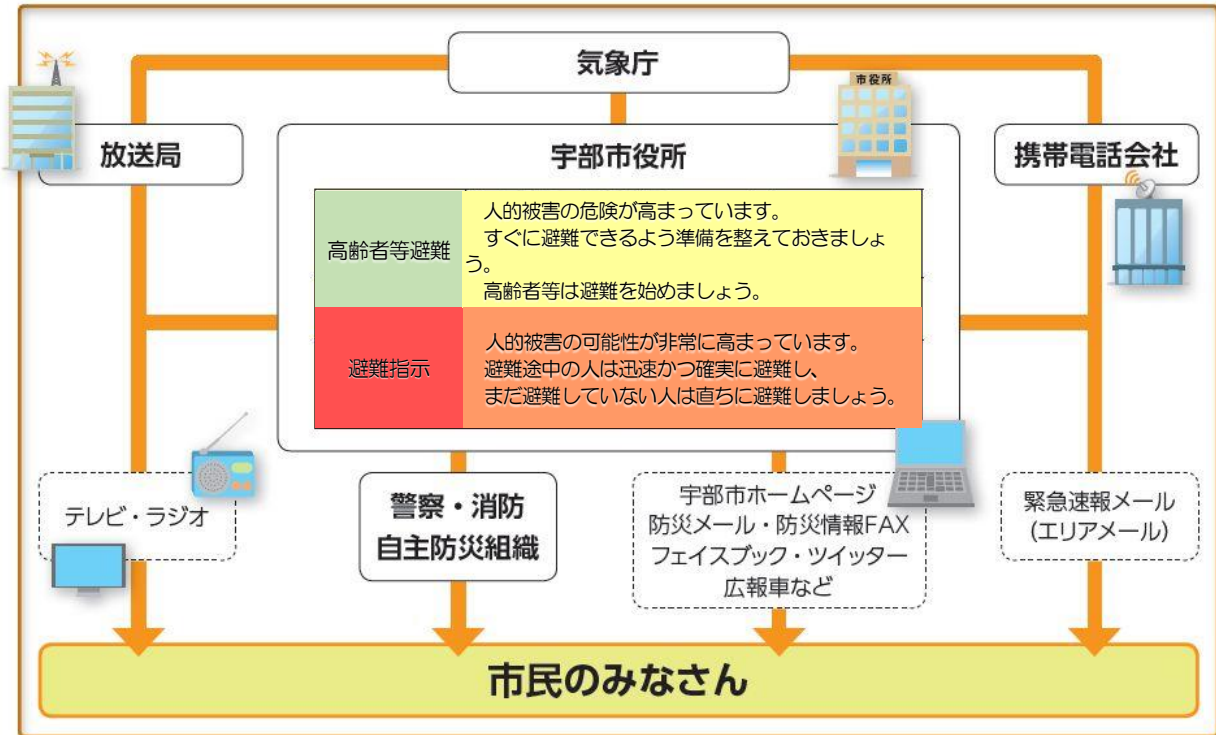
配備体制	配備基準	配備要員
第1警戒体制	津波注意報が発表されたとき	防災危機管理課職員
第2警戒体制	津波警報が発表されたとき	防災危機管理課、広報広聴課、観光交流課、市民活動課、地域福祉課、商工振興課、水産振興課、土木河川課、道路整備課、市民センター（東岐波、西岐波、厚南、原）、ふれあいセンター（常盤、恩田、岬、見初、神原、新川、鵜の島、藤山、西宇部、黒石）職員
第3非常体制	大津波警報が発表されたとき	係長以上の全職員及び第2警戒体制の配備課の全職員
第4非常体制 （災害対策本部体制）		全職員

第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行うには、避難する住民はもちろんのこと、避難誘導等に従事する者の安全を確保することが必要となります。そのため、従事する者の安全確保を最優先とし、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを地域毎に定める必要があります。

第5章 津波情報等の収集・伝達

津波情報等の収集・伝達方法は次の図のとおりです。



津波の実況等の情報収集については、地震の規模・震源域・被災状況等を考慮した上で、消防機関・消防団等と協力し、海面監視を行うものとします。なお、海面監視は、高台等の確実に安全を確保できる場所から目視により行うものとします。

第6章 避難指示等の発令

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令することとし、津波警報等の発表以前においては、状況に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとします。

1 発令基準・発令対象区域

種別	基準	対象区域
避難指示	津波注意報が発表され、本部長が認めるとき	海岸沿いの海岸堤防の海側の区域
	津波警報が発表されたとき	避難対象地域全域 (津波浸水想定区域内)
	大津波警報が発表されたとき	避難対象地域全域 (津波浸水想定区域内)
	強い地震(震度4以上)が発生又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れが発生し、本部長が認めるとき	海岸沿いの海岸堤防の海側の区域
高齢者等避難	遠地地震に関する情報が発表され、本部長が	避難対象地域全域

	認めるとき	(津波浸水想定区域内)
解除	津波注意報又は津波警報が解除されたとき	

2 伝達方法

津波が発生し、又は発生するおそれがあり避難が必要と認める場合には、第5章の図のとおり、多種多様な手段を用いて、避難指示等を伝達するものとします。

第7章 津波対策の教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、まず、市民に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的事項を周知徹底するとともに、実行させることが重要です。

これを踏まえ、教育・啓発は各地域の実情に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、実施するものとします。

(1) 啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、パンフレット、津波ハザードマップ、広報紙、ウェブサイト等を活用します。

(2) 啓発の内容

- ・津波の特徴、基礎知識
- ・津波に対する心得
- ・津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）
- ・注意報、警報等の津波情報の内容
- ・家庭での予防・安全対策
- ・過去の津波の記録

(3) 啓発の場等

市政情報出前講座や研修会・講演会、防災訓練等を活用し、家庭、学校、地域（自主防災組織、自治会等）、事業所等において実施します。

第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するよう努めるものとします。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行います。

第9章 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、宇部市災害時避難支援制度等を活用し、地域と共同して避難体制の整備に努めるものとします。

第10章 観光客、海水浴客の避難対策

施設管理者や観光協会等の関係団体と連携して、観光客等に津波の危険性等の周知を図るとともに、沿岸部の観光客、海水浴客が速やかに避難できるよう、情報伝達や避難誘導方法を定めたマニュアル等の作成を促進します。